

## 平成30年度 第9回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：平成30年12月10日（月）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 3階 305会議室

3. 出席委員：農業委員 10名

農地利用最適化推進委員 9名

1番 藤 平 清 子 君  
2番 浅 野 敬 司 君  
3番 吉 田 和 嗣 君  
4番 小見川 清 君  
5番 柳 生 利 幸 君  
6番 吉 田 修 夫 君  
7番 小 泉 治 久 君  
8番 横 張 清 彦 君  
9番 青 山 和 泉 君  
10番 山 崎 久 司 君

1番 渡 邊 通 君  
2番 大 塚 康 夫 君  
3番 長 沼 一 美 君  
4番 齊 藤 正 義 君  
5番 横 田 親 雄 君  
6番 栗 山 繁 君  
7番 野 口 裕 司 君  
  
9番 中 山 進 君  
10番 柳 生 均 君

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第5号 特定農地貸付規定廃止の承認について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 高橋 範夫 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、5番柳生利幸委員・6番吉田修夫委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号3番が、農業委員3番吉田和嗣委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日11月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、10筆、面積合計が60aです。譲受人の理由としては、親からの事業継承の為でございます。譲渡人の理由としては、子への事業継承の為でございます。

整理番号2番、申請日11月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が13aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号3番、申請日11月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、3筆、面積合計が28aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号4番、申請日11月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が35aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、離農する為でございます。

整理番号5番、申請日11月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が6aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、離農する為でございます。

整理番号6番、申請日11月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が56aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、離農する為でございます。

整理番号7番、申請日11月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が18aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を4番小見川清委員、整理番号2番3番6番7番を5番柳生利幸委員、整理番号4番5番を7番小泉治久委員お願いいたします。

4番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が親より農地を継承し、贈与により取得するものであります。現地は、管理休耕中の農地であり、適正に管理されておりました。境界についても問題ないと思われ、譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買契約により取得するものであります。現地は、管理休耕中の農地であり、適正に管理されておりました。境界についても、取得場所にポールがたっており問題ないと思われ、譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号3番については、今年5月に許可を得ている案件で、譲渡人の名義変更による再申請であり、本申請については、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号6番については、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買契約により取得するものであります。現地は、耕作中の農地であり、適正に管理されておりました。

境界についても問題ないと思われます。譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号7番については、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買契約により取得するものであります。現地は、管理休耕中の農地であり、適正に管理されておりました。境界についても問題ないと思われます。譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7番： 整理番号4番5番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買契約により取得するものであります。現地は、耕作中の農地で、適性に管理されておりました。境界についても問題ないと思われます。譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番： 整理番号2番は、何を作る予定でしょうか。

事務局： 水稻を予定しています。

4番： 以前は井戸がありパイプラインで水が供給されていましたが、現在、止まっているようです。

事務局： 基本的に水稻ですが、蕎麦へ変更になるかもしれません。

4番： 蕎麦は湿田でも大丈夫ですか。

9番： 水稻であれば井戸を作り、蕎麦で畑とするには農地改良が必要になりますね。

議長： ほか、質疑はありませんか。  
(「質疑なし」との声あり)  
質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農業委員3番吉田和嗣委員 入室)

#### <議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日11月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積5aです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は平成31年2月25日から平成31年6月27日までです。契約内容は所有権移転(贈与)です。

整理番号2番、申請日11月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積17aです。転用理由は、太陽光発電の設置をするためです。転用計画は、太陽光発電設備です。工事期間は平成31年2月1日から平成31年4月30日までです。契約内容は賃借権(永年)です。

整理番号3番、申請日11月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積5aです。転用理由は、資材置場として利用するためです。転用計画は、資材置場です。工事期間は平成31年1月30日から平成31年4月15日までです。契約内

容は所有権移転（売買）です。

整理番号４番、申請日１１月２６日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、１筆、面積５ａです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は平成３１年１月３０日から平成３１年４月２０日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号１番から４番を６番吉田修夫委員お願いいたします。

６番： 整理番号１番から４番について報告します。

整理番号１番については、現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地でありました。隣地境界についても確認がとれていることや、周辺農地は、親の農地であることから、影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号２番については、現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は山林に囲まれ、隣接地に太陽光パネルが設置されている場所でした。農地の広がりもないことや、隣地境界についても問題ないと思われますので、周辺への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号３番４番については、現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地でありました。周囲は住宅に囲まれ、農地の広がりもないことや、隣地境界についても問題ないと思われますので、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。

整理番号１番２番３番４番について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

### <議案第３号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第３号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第３号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号１番、申請日１１月２１日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、１筆、面積は８ａ、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成６年１１月２日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号２番、申請日１１月２２日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、３筆、面積合計は４４ａ、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成１年１０月１５日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号３番、申請日１１月２６日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、１筆、面積は２ａ、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成６年１１月２日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号１番２番を５番柳生利幸委員、３番を４番小見川清委員お願いいたします。

５番： 整理番号１番２番について報告します。

整理番号1番については、現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税は農地課税であります。現地は山林状態であり、昨年利用状況調査でもB分類として取り扱われており、農地にもどせる状態ではありませんでした。また、平成6年の航空写真からも、山林状態であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。

次に、整理番号2番については、現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税はゴルフ練習場として課税されています。現地は、農地にもどせる状態ではありませんでした。また、平成元年の航空写真からも、ゴルフ練習場の状態であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

4番： 整理番号3番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税は公衆用道路課税であります。また、平成6年の航空写真からも公衆用道路として利用されていることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

#### <議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

整理番号24番25番が農地利用最適化推進委員4番齊藤正義委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が9a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、3年の再設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が25a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が20a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が40a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻と植木で、6年の再設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が30a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、6年の再設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、6年の再設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が27a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が26a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。



議 長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番： 整理番号 26 番から 33 番は、昨年の案件の追加であります。昨年、3 年で期間を設定しております。今回は 2 年とし、期間を同じくしています。12 月 17 日、反省会ということで、全地権者との集まりがありますので出席してきます。最終的に、10 町歩位になるというお話です。

議 長： ほか、質疑はありませんか。

9 番： 整理番号 8 番から 23 番は、同一の借り手で件数が多いですね。事務局からの指導があったのですか。

事務局： 今まで相対で耕作していました。事務局からの指導もありますが、免税軽油の関係もあり、利用権の設定となりました。

議 長： ほか、質疑はありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。  
（農地利用最適化推進委員 4 番 齊藤正義委員 入室）

#### <議案第 5 号 特定農地貸付規定廃止の承認について>

議 長： 続いて、議案第 5 号 特定農地貸付規定廃止の承認についてを議題と致します。

事務局： 議案第 5 号 特定農地貸付規定廃止の承認について  
特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に基づいて、特定農地貸付規定を承認していた、茨城かすみ農業協同組合が、平成 31 年 2 月 1 日に合併のために解散し、水郷つくば農業協同組合として発足するので、特定農地貸付規定に定めるすべての業務を廃止するため、承認申請となりました。  
関係書類として、総代会議事録抄本、事業実績書（実績なし）が添付されています。

議 長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第 5 号 特定農地貸付規定廃止の承認について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <報告事項>

議 長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項  
1、農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について  
2、農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について  
3、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について  
4、制限除外の農地の移動届に対する決定について

事務処理規定第 6 条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。  
平成 30 年 12 月 10 日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第 1 号農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定に

について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は6件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は4件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

#### <その他>

議 長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

##### ①活動報告

○11月13日（火）～14日（水）むつみ会旅行

○11月29日（木）全国会長大会〔港区〕

##### ②今後の予定

○12月11日（火）サンクラブ意見交換会

○1月11日（金）賀詞交換会

○1月11日（金）～12日（土）郡協 会長・局長会議〔つくば市〕

○1月25日（金）県農 会長研修会〔水戸市フェリベール〕

○2月6日（水）いばらき農業委員会女性協議会現地研修会〔龍ヶ崎市〕

○2月14日（木）郡協 全委員研修会及び懇親会〔牛久市 甲子亭〕

##### ③現地調査及び総会の予定

○1月現地調査 1月9日（水）当番農委 7番小泉治久委員

当番農委 8番横張清彦委員

○1月定例総会 1月10日（木）午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 4時10分 閉会

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印